

## 甲斐市議会 厚生文教常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（8名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	山本英君		依田那津希君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	滝川美幸君		金丸寛君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（4名）

議長	秋山照雄君		山坂賢太君
	若尾彰子君		金丸幸司君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月新路君	福祉部長	金子智奈美君
こども子育て健康部長	堤貞治君	教育部長	大嵐正之君
市民戸籍課長	早川要子君	保険課長	森川嘉亮君
市民協働推進課長	久保田浩君	スポーツ振興課長	広瀬修君
福祉課長	井上千悦子君	障がい者支援課長	樋川浩一君
長寿推進課長	藤原布美君	子育て支援課長	中村大輔君
健康増進課長	赤松圭君	教育総務課長	小田切英規君
学校教育課長	小山田拓也君	生涯学習文化課長	大柴宏之君
図書館長	樋口一君	住民記録係長	松井恵美君

戸籍係長	広瀬美和君	国民健康 保険税係長	井尻一雄君
国民健康保険 給付係長	中込聡君	高齢者医療・ 年金係長	鷹野美穂君
市民協働係長	宮川倭香君	交流推進係長	森田健一君
施設管理係長	小宮山敦司君	福祉総務係長	藤田陽子君
保護支援係長	倉知慎也君	自立支援係長	新奥知恵君
生活支援係長	中込美智子君	長寿あんしん 係長	齊藤綾野君
介護保険係長	川上恵美君	介護予防推進 係長	中村美佐君
介護認定 審査会係長	小池幸秀君	児童係長	丸茂貴幸君
保育係長	小澤裕一君	子育て支援 係長	小澤京子君
健康企画係長	田邊誠君	母子保健係長	河野奈保子君
施設係長	保坂勇二君	学事係長	長田大地君
教育指導係長	有野恵里君	文化財係長	櫻田良文君
図書館総務 係長	市岡香菜子君		

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	深澤隼人
書記	圓谷孝宏		

#### 審査内容

##### 1 条例案審査

議案第17号 権利の放棄の件

議案第14号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件

議案第15号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件

議案第18号 権利の放棄の件

##### 2 補正予算審査

議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）

議案第5号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第6号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第7号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第8号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）

3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生文教常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 皆さん、改めておはようございます。

ここ二、三日、私も花粉症で、皆さんも多分苦勞されていると思いますけれども、ちょっと声の通りが悪いかもかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

また今日は、さきにご案内のように、補正予算、それから条例関係等々、審議が何点かございますので、慎重審議をいただきまして、なおかつ、議事進行がスムーズに進みますように私からお願い申し上げて、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○委員長（清水和弘君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会します。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第17号 権利の放棄の件を議題といたします。

それでは、当局より説明をお願いします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

それでは、市民協働推進課からご説明いたします。

議案書の56ページをお願いいたします。

議案第17号 権利の放棄の件につきましてご提案させていただきます。

放棄する権利につきましては、私債権であり、住宅新築資金等貸付金に係る元金及び利子の請求権であります。

債権の額は、未償還元利金として1,444万6,757円、債権者は、個人が特定できるような住所及び氏名の記載は控えさせていただいております。

提案の理由であります。住宅新築資金等貸付金に係る元金及び利子を請求する権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

議会資料の44ページをお願いいたします。

本案件の概要についてご説明いたします。

初めに、放棄する権利の根拠となる住宅新築資金等貸付制度につきましては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する対象者に、居住環境の整備改善を図ることを目的とした制度であります。

市は、国や県からの補助金及び起債を活用し、対象者に住宅の新築または用地の取得に必要な資金の貸付けを行ってきました。国の制度は平成14年に終了し、関連する条例は平成16年の3町合併に伴い廃止となり、現在は債権の回収業務を行っているところであります。

次に、債務者及び放棄する金額等につきましては、四角で囲んだ債務者概要のとおりであります。

本案件の債務者は、昭和62年に居住用の土地と建物を取得しましたが、平成29年5月30日に死亡、その後、相続の優先順位の上の者から順次相続放棄し、最終的には、令和2年9月25日に相続人全員の放棄が確認されたところであります。

次のページをお願いいたします。

相続人全員が放棄した場合に、私債権を回収する手段として、相続財産管理人の選定を家庭裁判所に申し立て、選定された管理人が財産の換価・配当を通じて回収し、滞納している債権に充当する手順について、時系列で経過を記載しております。

令和4年9月定例会において、相続財産管理人選定費用として、家庭裁判所に支払う予納金及び官報掲載公告料の予算を増額補正し、令和5年1月に家事審判申立書を提出いたしました。今年の3月に、相続財産管理人として弁護士が選任されると、相続財産である土地と建物の処分手続を進め、令和6年6月14日に不動産売買の決済がされ、財産の換価手続が

行われました。しかし、債務者にその他の財産がないことを確定するため、破産手続を進め、令和7年5月14日に手続廃止の決定がされたところであります。

なお、令和5年10月26日から相続財産管理人が相続財産清算人に置き換えられているのは、民法改正によるものでございます。

44ページにお戻り願います。

本ページの下段にあります。不動産売却額から仲介手数料などを差し引いた抵当権弁済額258万4,800円を充当し、最終的な未償還元利金額は1,444万6,757円でありました。

本案件につきましては、議決を経た後、不納欠損手続を進めたいと考えております。

以上、議案第17号 住宅新築資金等貸付債権に係る権利の放棄についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

その前に、本日は傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、こちらの制度と申しますか、債務者が亡くなったということで、残った残金が回収できなくなったということだと思んですが、これ制度的なものなので、今さらいろいろ言ってもしょうがないんですけれども、通常、住宅ローンみたいなものだと、借りた人が亡くなった場合に保証というか、そういったものがあるんですけれども、それはなかったんですか、この制度には。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 通常、債務者が亡くなった場合には、相続というものが発生してきます。相続が発生してきた段階で、まず相続人、こちらのほう、相続順位、優先順位というのがございますので、優先順位の上の者から、こちらのほうで債権の支払いのほう、返済のほうをお願いするんですが、順番に説明し、支払いお願いしていったところ、全員が放棄、相続放棄という形を取りました。

その関係で、相続、債権を回収する見込みがないということで、では、不動産、貸し付けている不動産、抵当権を設定していますので、そちらのほうを回収するということで、相続財産管理人を立てた上で、その分を回収したような状況でございます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） その状況は分かるんですけども、今言ったのは、例えば債務者が、要するに住宅ローンなんかの場合は、債務者が亡くなってしまうと、残債が回収できないと困るので、保険を掛けるわけじゃないですか。そういったものはなかったのかということなんですよ。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） その当時はございませんでした。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 恐らくこういうケースになるであろうというのは、大体想像がついたと思うんですけども、例えば同じようなケースで、まだ完済していない件数って、残りどのぐらいあるんですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 現在、滞納、住宅新築資金のほうの償還が、そちらのほうの債権のほうが未回収のものにつきましては、今回の件を含めまして11件となっております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） そうしますと、今後、恐らく債務者はかなり高齢になっていると思いますし、同じようなケースが今後続くかと思うので、仮に今回こういう結果になってしまいましたけれども、それが悪い例じゃないですけども、ほかの残りが全部そういうケースになったら困るので、何か対策みたいのは考えられないでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） こちらの制度のもともとの趣旨が、地域改善という、差別を受けていた方たち、そういう方たちに対して、生活の、住居環境を改善していこうということで始まった制度でございます。

もともとそういう、所得的にどうかという部分もございしますが、そういう方たちもなかなか高齢化してきている、おっしゃるとおりに高齢化してきまして、なかなか回収するのが難しい状況にはなっております。こちらのほう、毎年回収のほうを、いろいろな形でお支払い

をお願いはしておりますが、なかなか難しい部分もございます。

支払っていただく部分については、支払いをさせていただきまして、こうやって亡くなった場合には、先ほどお話ししました、相続人に対してお願いをしていくんですが、なかなかそれが調わない場合につきましては、同じような形で債権のほうを回収していきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 大変だと思いますけれども、よろしくお祈いします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 参考までに伺いたいんですが、この件が初めではなくて、以前からもこういう件はあったという認識でいいですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 亡くなって、相続人が全員放棄したというような件について、このように相続財産管理人、精算人を立てて回収したのは、初めてのケースでございます。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） いずれこの物件というのは、売却できるものであれば、いずれは市の収入として、少しでも取り戻せるという可能性があるということではないでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） そのように認識しております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） この制度、大分古いもので、あれだと思ふんですけれども、これは返さなくてもいいあれなんですか。というか、年配になってから回収がきつくなったというんですけれども、じゃ、若い頃には回収はできなかったということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） それぞれケース、いろいろなケースがあると思ふます。返せる、その当ても回収の見込み等もあったとは思ふんですが、回収の依頼というか、回収するように説明してきてはいると思ふます。ただ、それについて、なかなか回収できないという、いろいろな事情がございますが、このような滞納という形になっております。

今後、やっぱり皆さん、これがもともと、制度が昭和55年から始まっております。もう30年、40年たっているようなケースがございます。その方たちも60、70、下手すれば80歳とか、もう亡くなっちゃっている方もいて、そのような状況の中で、それについて回収していくというのは、なかなか難しいものではありませんけれども、こちらのほうでも催告をした中で、回収のほうを進めていきたいとは考えております。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） あと残り10件ほどあるというお話だったんですが、例えば相続人が連絡つかなくなってしまうとか、そういったところはちゃんと、あと残りの10件もこういう形で、全部うまくというか、市のあれにできそうな感じなんですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 亡くなったときに、相続人というのに連絡をさせていただいております。その連絡先が、私たち相続人を調査するという権限が、基本的には私債権ですので、ございません。税務課のほうで、そういうもの、固定資産税の関係で調査しておりますので、そういうところと協力しながらやっております。

なかなか古いものにつきましては、相続人が何人もいたりとか、どこかへ不明になってしまっている状況もありますので、そういうのもいろいろ協力して探しながら、進めていきたいとは考えています。

○委員（山本 英君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第17号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第17号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時43分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第14号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

保険課から、議案第14号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案書は47ページから50ページになります。

初めに、50ページをお願いいたします。

改正の提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、市議会資料の10ページをお願いいたします。

甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の概要についてご説明いたします。

1、子ども・子育て支援納付金の創設でございます。

国は、少子化対策における財源を確保するため、子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設するため、保険者（甲斐市）は従来分の国民健康保険税と合わせて子ども・子育て支援納付金を徴収し、国に納付することとなります。

本市の国民健康保険税は、国民健康保険医療制度に係る医療分、後期高齢者医療制度に係る後期支援分、介護保険制度に係る介護分の3つの区分で構成されていますが、これに加えまして、子ども・子育て支援金制度に係る子ども・子育て支援納付金分として、所得割、均

等割、平等割が追加され、4つの区分となります。

条例の改正箇所は、第2条第1項第1号となります。

次に、(1) 子ども・子育て支援納付金分の税率等ですが、子ども・子育て支援納付金は、県を通じて国に国民健康保険事業費納付金として納入し、子ども・子育て支援法に基づく各種事業の原資となり、納付金に必要な国保税の収納額を満たす税率等は、次の理由によるものでございます。

① 県の示す納付金の支出に必要となる標準税率を参照の上、収納率を考慮した税率とする。

② 応能負担（所得割額）及び応益負担（均等割額、平等割額）の割合を均衡させる。これにつきましては、山梨県国民健康保険運営方針において規定されております。

③ 財政調整基金の取崩しを見込まずに納付金を納入できる税率とする。

また、18歳以上均等割につきましては、子供がいる世帯の負担が増えないよう、高校生世代までの子供分の均等割について、10割軽減の措置を講じ、軽減相当額を18歳以上均等割として別途設定することといたします。

その下の表は税率等になります。所得割額が0.32%、均等割額が1,400円、18歳以上均等割額が100円、平等割額が1,000円、限度額は法律の定めにより3万円となります。

条例の改正箇所は、第2条第1項第4号、第9条の3、第9条の4、第9条の5、第9条の6第1項第1号、第23条第4項、附則第11項、第12項、第14項から第21項までとなります。

11ページをお願いいたします。

(2) 平等割額の後期高齢者医療制度に係る軽減後の税額ですが、一般世帯は1,000円、特定世帯は500円、特定継続世帯は750円となります。

特定世帯は、同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより国保加入者が1人になる世帯について、5年間、平等割額1,000円を2分の1軽減するものであります。また、特定継続世帯は、特定世帯が5年経過後の世帯について、3年間、平等割額1,000円を4分の1軽減するものでございます。

条例の改正箇所は、第5条第1項第1号、第9条の6第1項第2号、第3号となります。

次に、均等割額及び平等割額の所得基準に係る軽減税額ですが、従前の医療分、後期支援分、介護分の3つの区分と同様に、子ども・子育て支援納付金分も所得に応じて7割・5割・2割の軽減額を設定するもので、それぞれ次の表のとおりとなります。

なお、軽減対象となる所得基準は従前の区分と同様でございます。

条例の改正箇所は、第23条第1項第1号キ、ク、ケ、第23条第1項第2号キ、ク、ケ、第23条第1項第3号キ、ク、ケとなります。

12ページをお願いいたします。

(4) 未就学児均等割額の所得基準に係る軽減税額ですが、こちらも従前の医療分、後期支援分、介護分と同様に、子ども・子育て支援納付金分も所得に応じて8.5割・7.5割・6割・5割の軽減額を設定いたします。

なお、軽減対象となる所得基準は従前の区分と同様でございます。

①8.5割軽減世帯の均等割額は1,190円、②7.5割軽減世帯の均等割額は1,050円、③6割軽減世帯の均等割額は840円、④5割軽減世帯の均等割額は700円となります。

条例の改正箇所は、第23条第2項第3号ア、イ、ウ、エとなります。

次に、(5) 18歳以上被保険者の産前産後期間に係る軽減ですが、従前の医療分、後期支援分、介護分と同様に、子ども・子育て支援納付金分も、18歳以上被保険者が出産する予定または出産した場合、産前産後期間に係る保険税のうち、所得割額と均等割額を軽減するものでございます。

単胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間で、出産は妊娠85日以上の分娩でございます。

条例の改正箇所は、第23条第3項第7号から第9号となります。

次に、(6) 甲斐市国民健康保険財政調整基金の状況でございますが、令和5年度末基金残高は12億1,837万3,000円、令和6年度末基金残高は10億3,821万4,000円で、前年度比1億815万9,000円のマイナス、令和7年度末現在基金残高見込額は7億2,617万5,000円で、前年度比3億1,203万9,000円のマイナスの状況でございます。

13ページをお願いいたします。

2、国民健康保険税の課税限度額の引上げでございます。基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

この改正により、課税限度額の合計は、令和7年度の109万円から、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額3万円を加え、令和8年度は113万円となります。

条例の改正箇所は、第2条第2項、第2条第5項、第23条第1項となります。

次に、3、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額の引上げについてでございます。

世帯主及び国保加入者の軽減判定所得が基準以下の場合、均等割と平等割について、7割・5割・2割の軽減措置が適用されますが、このうち、5割軽減と2割軽減の基準額が拡大されます。5割軽減は、30万円5,000円から31万円に、2割軽減は、56万円から57万円にそれぞれ引上げとなっております。

算定の計算方法は表のとおりでございます。

条例の改正箇所は、第23条第1項第2号、第3号となります。

この条例の施行日は、令和8年4月1日でございます。

次に、条例の新旧対照表につきましては、14ページから31ページになりますが、新たに追加いたしました条文の改正箇所の説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

一番下、第2条第1項第4号につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額について追加するものでございます。

15ページをお願いいたします。

一番下、第2条第5項につきましては、課税額の算定について、所得割額、均等割額、平等割額に18歳以上の均等割額を加算した場合の限度額について追加するものでございます。

17ページをお願いいたします。

第9条の3につきましては、子ども・子育て支援金課税額の所得割額について追加するものでございます。

第9条の4は、課税額の均等割額について追加するものでございます。

第9条の5は、18歳以上被保険者均等割額について追加するものでございます。

第9条の6は、世帯割平等割について追加するものでございます。

18ページをお願いいたします。

一番下、第23条第1項第1号キから、19ページになりますが、ケまでは、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額の7割軽減について追加するものでございます。

その下、第23条第1項第2号キから、20ページになりますが、ケまでは、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額の5割軽減について追加するものでございます。

その下、第23条第1項第3号キから21ページのケまでは、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額の2割軽減について追加するものでございます。

その下、第23条第2項第3号につきましては、未就学児均等割額の軽減について追加するものでございます。

22ページをお願いいたします。

第23条第3項第7号から第9号につきましては、18歳以上被保険者の産前産後に係る軽減について追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。

最後になりますが、第23条第4項につきましては、18歳未満被保険者の均等割額の軽減措置について、その軽減相当額を18歳以上均等割額とすることについて追加するものでございます。

以上で、甲斐市国民健康税条例の一部改正の件につきましての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 子育て支援金を特別会計である医療保険、これから出すということなんですけれども、子供の医療費に対して出すわけですか。これはどういうところで、保険で出す必要があるんですか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 今回の子ども・子育て支援金制度、制度そのものについて、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、国の少子化、人口減少が危機的な状況の中で、こども未来戦略において、児童手当の抜本的な拡充など、国において年3.6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充を図るということになっております。

それにおきまして、この制度につきましては、子育て政策の給付を賄うために、令和8年度から令和10年度にかけて構築する少子化対策の特定財源という扱いの中で、ご高齢の方から事業主の皆様を含む全世帯、全経済世帯から、医療保険料と合わせて拠出いただくという制度そのものになっておりますので、国民健康保険加入者につきましても、医療保険と合わせて支払いをしていただくというような形になります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 納得できるような理由とは思えないんですけれども、今、社会保険料を減らそうという形で、いろんなところで議論されている最中なんですけれども、これによって、3兆円、幾ら得られるんでしょうか、収入増が。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 先ほども説明させていただきましたが、県が示す納付金というのがございまして、甲斐市は来年度、約4,500万円ぐらいの、これまた予算のほうで盛っておりますが、当初予算で盛っております、4,500万円程度を甲斐市が納付するような形になってございますので、その納付金ベースで今回、税率を決めさせていただいたような形になります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） この制度、ちょっと県で見たんですけれども、最初の8年度は、一月当たり1人250円程度という負担増じゃないかというふうに言われていて、その後どんどん上がっていくというような形を聞いているんですよね。実際、令和8年度は少しは安いんだけれども、その後また上がっていくものなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 段階的に上がっていくというような形になってございますが、令和8年度が、国の総予算ですけれども6,000億円、令和9年度が約8,000億円、10年度が1兆円というようなことで言われております。

ただ事業規模からいうと、年3.6兆円の事業規模ということで、国のほうからは説明がありますが、先ほども言った、段階的に額が上がっていますので、当然、令和8年度はこちらの税率になりますが、また来年も納付金の提示があったら、その段階で、また改めて税率を決めていかなきゃならないということになります。

ちなみに、10年度以降も続くんですけれども、今国で言っているのは、10年度の1兆円を確保するというので、そのまま継続するというような形になっておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 質疑なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 国で決まったこととはいえ、財政調整基金も使っちゃいけないとか、負担を増やすだけの話になっているものですから、私としては、やっぱりこの条例には賛成

しかねるということで、反対討論したいと思います。

○委員長（清水和弘君） それでは、まず、本案に対する反対者の発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 本条例、子ども・子育て支援金ということで、医療保険の会計から3兆6,000億円でしたっけ、出すということなんですけれども、本来的に国保の場合、非常に生活困窮の方が多いんですよね。特に年金ですとか、あるいは自営業者でも非常に零細企業が多い中で、生活困窮者が非常に多いと思うんですよ。その中にこういう形で負担増を求めるとするのは、子ども・子育て世帯の中でもやっぱり厳しいものがあると思いますし、幾ら国で決めたとしても、改善を求めるべきだと思いますので、これについては反対させていただきます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 討論がないようですので、これより採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水和弘君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第14号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第15号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課より、議案第15号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案書は51から54ページになります。

初めに、54ページをお願いします。

提案理由ですが、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、介護保険料の算定に関する基準について、所要の改正を行う必要があるためであります。

改正の趣旨ですが、令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について、最低保障額を55万から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。介護保険の保険料については、市民税課税の有無や合計所得金額等を標準単価への所得基準として用いているところ、令和7年度税制改正に伴い、一部の被保険者の段階が変わり、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があります。

このため、国は、保険者の想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により、保険料の段階が変わり得る第1号被保険者については、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう、合計所得金額の判定と市民税の課税・非課税の判定に関する特例を設けるものになります。

改正の内容につきましては、議会資料の32から39ページ、新旧対照表をお願いいたします。

まず、令和8年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法の特例として、令和8年度分の保険料率の算定に用いる令和7年分の合計所得金額について、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合と同様の判定となるよう調整を行う内容を、33ページの附則第17項から35ページの第19項として追加いたします。

次に、令和8年度の保険料の算定に関する基準の特例として、令和8年度の市民税非課税者のうち、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年分の合計所得金額を算定した場合に非課税者の基準に達しない者は、令和8年度分の保険料率の算定に当たっては令和8年度の市民税が課税されているものとみなす内容を、36ページの附則第20号から39ページの第21項として追加いたします。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日であります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願ひいたします。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願ひします。

以上で議案第15号を終わります。

次に、議案第18号 権利の放棄の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願ひします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続きお願ひいたします。

長寿推進課より、議案第18号 権利の放棄の件についてご説明させていただきます。

議案書の57ページをお願ひいたします。

この案件は、養護老人ホームに入所措置した方の入所者負担金に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものとなります。

放棄する権利の種類は非強制徴収公債権であり、内容及び債権の額、債務者は議案に記載のとおりであります。詳細につきましては議会資料で説明をさせていただきますので、議

会資料の46ページをお願いいたします。

1、債権の概要ですが、市は老人福祉法の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者に対し、必要に応じて養護老人ホームに入所させる措置を取っております。

本債権は、甲斐市老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則により、養護老人ホームへ入所措置した対象者に係る入所者負担金であります。

2、債権放棄の理由について。

初めに、債務者の状況及び経過ですが、債務者は、経済的困窮及び親族からの虐待により居宅生活が困難となったため、保護を目的に令和4年2月14日に養護老人ホームに入所措置となり、入所者負担金については施設による金銭管理の下、本人の年金から市に納入しておりました。

令和4年3月、債務者が多額の負債により自己破産の手続を開始したことに伴い、年金受け取り口座が凍結されてしまい、年金口座の変更を試みたものの、当該年金が年金担保貸付けの対象となっていたことから変更ができずに、入所者負担金の滞納が発生する事態となりました。その後、令和4年10月11日に債務者はお亡くなりになっております。

次に、相続財産の清算状況ですが、令和5年9月21日、他の債権者の申立てにより、甲府家庭裁判所において相続財産清算人が選任され、不動産及び預貯金等の相続財産全てについて換金処分が行われた結果、本市を含めた債権者3者に対し、債権額に応じた案分配当が行われ、本市へは令和6年9月26日に弁済がなされました。これにより、債務者の相続財産は全て消滅したため、同年10月25日に相続財産清算人の選任が取り消されております。

次に、相続人の状況ですが、本市において法定相続人を調査したところ、被相続人の親族5名全員が相続放棄の手続を完了していることを令和7年9月22日に確認をしております。

47ページをお願いします。

以上の状況を踏まえ、検討した結果、当該債務者は死亡し、相続財産の清算手続による配当が完了し、残余の財産はなく、かつ全ての相続人が相続放棄していることから、本債権を回収する見込みがないことを確認いたしました。

以上が本債権の概要であります。

恐れ入りますが、議案書の57ページにお戻りください。

提案理由ですが、債務者が死亡後、法定相続人全員が相続放棄したことにより債権を回収する見込みがないことから、債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規

定により、議会の議決を経る必要がある。このことが、本案件を提出する理由であります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） このような件で、亡くなって、その分が取れないということなんですから、けれども、これ以外の件というのも何件か、このような同じような状況というのがあるのか、お聞きしたいんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） このような件につきましては、ほかの方では発生はしておりません。

○委員長（清水和弘君） そのほかよろしいですか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今のところ、こういったケースというのは、まれなケースになるのじゃないかなとは思いますが、今度例えば、こういうような同じようなケースと申しますか、例えばこういう施設に入居する際に、その方が多額な負債を抱えているとか、そういったような状況を調査するとか、そういったことは考えられるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 入所の判定に当たっては、親族の調査から、そういったご本人様についてのあらゆる調査のほうをさせていただいて、判定をするということにはなっておりますので、ありますけれども、ただ、この方のケースの場合、虐待の保護という目的もありましたので、そちらのほうを優先したという状況であります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） この方は、そういったやむなくという状況ということなので、仕方ないとしても、じゃ、今後はそういった形で、一応身辺調査というか、問題がないという方だけ、そういう入所できるような形にしていくということでもよろしいのでしょうかね。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 老人福祉法上で、やはり虐待によるやむを得ない措置という

規定がございますので、その際には、生命の保護ということを優先して保護することになると思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） この方は、負債の返済のために自己破産したということなんですけれども、年金とか、そういう生活に係るといのは、自己破産しても、本人のものとして支払われるべきものじゃないんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 年金のほうは支払われていたと思うんですけども、年金受け取り口座が手続上凍結されていたので、そこから引き落とすことができない状況となっていて、滞納という形になったということです。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 口座が凍結されたということで、本人の生活のためには、口座凍結が有効かどうかとか、ちょっと争う必要があるんじゃないかと思うんですけども。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） この当時、ご本人様、養護老人ホームに入所措置を取っておりましたので、入所に係る費用については市のほうが支弁をしているという状況でありましたので、生活上に困るといのか、そういう状況ではなかったと思います。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、市のほうの支出よりも、債務者への損害を優先したということなんですかね。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 確認なんですけれども、債務を負った理由というのが、ご本人ではなくて、いわゆる相続人が債務を負うに当たって、親の年金を抵当に入れたという形ですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 年金担保貸付けについては、この方、自宅を購入されていたりとか、あと、ご家族のお仕事の関係で貸付けを受けていたりといった状況があったようなので、そういったところに使っていたと思われま。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 分かりました。

先ほど谷口委員からも発言がありましたけれども、親のごく少ない命の糧になる年金を、そういうものに対して凍結するということは、やはり法の間違っているところなのかなというところを感じますね。

やっぱり親と子供というのは本来は別であるということを基本に、今後しっかりとそういう法律的なものを構築していかなければ、高齢者の貧困問題が日本は非常に問題になっていきますので、そういうところからしっかりと解決していただけるように、市町村のほうからもしっかりとそういう提言していく必要もあるのかなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 入居している方の負債だったということですか、それとも親族の負債で、親の名前でお金を借りていたということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） ご本人様が住む住居に対してのものもありましたし、ご家族がお仕事をする上で必要なものについての貸付けもあったのではないかと思います。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第18号を終わります。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）、議案第5号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第6号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第7号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第8号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）を一括して議題といたします。

初めに、議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）について行います。

初めに、長寿推進課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

令和7年度一般会計補正予算（第8号）の長寿推進課関係の内容についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の30、31ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、015介護保険サービス利用者負担対策事業5万8,000円の増額は、今年度の介護保険サービス利用者負担対策費補助金の内示に伴う増額補正です。

次に、016介護保険特別会計繰出金148万4,000円の減額は、保険給付費や地域支援事業費等の決算見込みに伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額補正するものであります。

なお、詳細につきましては、介護保険特別会計の補正の際に説明をさせていただきます。

長寿推進課に係る補正予算につきましては以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

再開は40分をお願いいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時38分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、福祉課より、3款民生費、1項社会福祉費及び3項生活保護費について、一括で説明をお願いします。

井上福祉課長。

○福祉課長（井上千悦子君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、福祉課の2月補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いします。

初めに、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー22社会福祉協議会助成事業につきまして、財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、財源である地域福祉基金の運用利子の増額に伴う財源更正であり、その他財源を22万6,000円増額するものであります。

次に、ナンバー29生活困窮者自立支援事業につきましても、財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、子供の学習支援事業におきましては、クラウドファンディングの実施による特定事業寄附金の26万円を本事業へ充当するために、財源更正をさせていただくものでございます。

補正予算説明資料36、37ページをお願いします。

次に、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費のナンバー01生活保護総務費につきましても、財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、生活保護レセプトシステム標準化システム改修に伴う国からのデジ

タル化基盤改革支援補助金の額改定により、211万7,000円を財源更正するものであります。

以上が福祉課の2月補正予算の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願ひいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、障がい者支援課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いします。

樋川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） お疲れさまです。

障がい者支援課より、2月補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の28ページ、29ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、ナンバー001自立支援給付事業につきまして、33万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、全額一般財源であります。

補正の内容につきましては、障がい児通所支援事業におけます利用増加に伴い、利用サービス費の支払いに要する審査支払手数料を増額するものであります。

次に、ナンバー002自立支援医療事業につきまして、147万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国庫負担分2分の1と県負担分4分の1で、残りは一般財源であります。

補正の内容につきましては、更生医療受給件数の増加に伴い、増額をするものであります。

次に、ナンバー003地域生活支援事業（自立支援）につきまして、342万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国と県の地域生活支援事業費補助金で、残りは一般財源であります。

補正の内容につきましては、予算執行見込みに伴う日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度補助金における利用者の増加等による増額のほか、訪問入浴サービスにおけます利用者減による減額と、令和6年度に交付を受けました児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の実績報告による交付額確定に伴う返還金であります。

次に、ナンバー010身体障害者医療費助成事業につきまして、255万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源は、県負担分2分の1で、残りは一般財源であります。

補正の内容につきましては、予算執行見込みに伴う医療費支払手数料及び医療費の増額であります。

以上が障がい者支援課の補正予算の内容となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今説明いただいた地域生活支援事業について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○委員長（清水和弘君） 樋川課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） 先ほど説明しました地域生活支援事業につきましては、障がい児または障がい者を一時的にお預かりいたします日中一時支援事業につきまして、増額をさせていただきたいと、件数が増えておるということで増額をさせていただきたい。

また、地域活動支援センターにつきましては、市内に1か所、市外に3か所ほど、医療機関に、大体が附属している機関になりますけれども、日中活動する場として通所していただいている施設に対しまして、補助金を支払うものとなっております。

また、成年後見制度の補助金につきましては、本来、弁護士さんとか司法書士さんとかが後見人としてついているんですけれども、そういった方々に対する費用の支払い、裁判所のほうから提示された金額に基づきまして、上限額を定めまして、市のほうで補助している制

度になります。

また、訪問入浴サービスにつきましては、重度の身体障がい者等によりまして、自宅で入浴がなかなかできない方に対しまして、訪問入浴者に行っていただきまして、ご自宅で入浴ができる制度につきましては、1名の方がお亡くなりになったということもありましたので、利用が減ったということで、減額をさせていただくものになります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） こういう形で、ますます多分、やっぱり目につくというか、こういう障がい者支援の形のところというのが、すごく今のところ、目につくんですね、増えたなというイメージが。うちの近所にでもできましたし、やっぱりどんどん、今のところ増えていくような状況なのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 樋川課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） 近年の状況でいいますと、障がい者の利用につきましては、ほぼ横ばいに近づいてきております。

やはり今増えておりますのは、障がい児のサービスの利用者につきましては、年々増えている状況がありまして、これにつきましては、巡回訪問とか、いろんな市のほうでも早期発見・早期療育に向けて取り組んでいるということが、成果として出ているのかなというふうに感じております。

○委員長（清水和弘君） 保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。

本当に早期発見で、やっぱり未然にそういうふうなものができるというふうなことをやっているということが重要かなと思いますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいというふうにあります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より、3款民生費、2項児童福祉費について説明をお願いいたします。  
中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） それでは、子育て支援課より、2月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の32ページから37ページになります。

初めに、32ページ、33ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。011こども医療費助成事業につきましては、財源更正となります。

32ページの財源内訳をご覧ください。

サテライト双葉等の売上げの減及び前年度積み残し増の相殺の結果、地域振興基金繰入金29万円の増額が生じたため、財源更正を行うものであります。

次に、2目児童措置費になります。001児童手当5,475万円の減額補正であります。こちらは、前年度実績額を基に支給見込額を算出しておりますが、支給対象児童数の減少に伴い、不用額が見込まれるため、減額補正をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、それぞれの年齢区分別等の交付割合に基づく国及び県と一般財源の減額になります。

002児童手当支給事務費165万5,000円の増額補正であります。こちらは、令和6年度に実施した子ども・子育て支援事業費補助金の児童手当制度改正実施円滑化事業分の実績報告により確定した返還金であります。

財源内訳につきましては一般財源であります。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

3目母子福祉費になります。003児童扶養手当につきましては、500万円の減額補正になります。児童扶養手当は年6回、2か月ごとに支払いを実施しておりますが、5月期から5回、10か月分の支払いを既に行っており、それまでの対象児童数を基に支給見込額を算出したところ、不用額が見込まれるため、減額補正をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、国県支出金と一般財源の減額となります。

次に、4目保育所費になります。010教育・保育給付事業3億6,756万6,000円の増額補正であります。

こちらは、保育所等の在園児に係る委託費と施設型給付費で、毎月の園児数、各年齢、認定区分、園の規模、処遇、加算項目により定められた法定価格に基づきまして、月ごとに支払う費用であり、国の公定価格改定額が確定されたのに伴います決算見込みの増額に伴う補正であります。

主な増額要因といたしましては、人事院勧告を踏まえた保育士等への処遇改善による給付保障に係る基本額が上昇したこと、また臨時の加算項目の新設などが挙げられます。

財源は、国県支出金2億7,619万4,000円ほか、一般財源となります。

続きまして、012特別保育事業419万5,000円の増額補正になります。こちらは、主に市外の病児・病後児保育事業を利用した際の広域負担金ではありますが、利用者の増加が見込まれるのに伴う増額をお願いするものであります。

財源は、国県支出金10万円、ほかは一般財源となっております。

続きまして、023竜王西保育園2,334万5,000円の増額補正になります。

こちらは、先ほど説明いたしました教育・保育給付事業と同様に、指定管理業務委託料となります公定価格の改定に伴い、増額をお願いするものであります。

財源は全て一般財源となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど児童手当と児童扶養手当、子供の数が減っていることで減額というふうなご説明がありましたけれども、どのくらい減っているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 丸茂児童係長。

○児童係長（丸茂貴幸君） 児童手当の担当となりますけれども、児童手当でありましたら、およそ192人ぐらいの減少という形になります。

○委員長（清水和弘君） 小澤子育て支援係長。

○子育て支援係長（小澤京子君） 児童扶養手当でございますが、人数の減少というところと、あと、受給世帯の受給者の方の所得が増えますと、支給額が減るという形もございますので、

単純に何世帯減っているとか何人減っているというところは、なかなかないんですが、総体的に減っているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 所得の分は別として、児童手当の分ですね。これはやはり、この何年かはずっとこういう傾向なんではないでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 丸茂係長。

○児童係長（丸茂貴幸君） 毎年この時期に児童手当、見込みから減少させていただいているので、およそ人数とすれば、200人から300人前後が少なくなっていると見込まれております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、健康増進課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明をお願いします。

赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） よろしく申し上げます。

健康増進課がお願いする補正内容でございますけれども、歳出予算要求書を基に、事業別に順次説明申し上げます。

資料の38ページ及び39ページをお願いいたします。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、事業ナンバー1予防接種事業につきましては、令和6年度の感染症予防事業費国庫負担金補助事業の執行実績に基づき、今年度、精算処理を行うため、72万9,000円の増額補正をお願いするものです。

感染症予防事業費のうち緊急風疹検査関係は、過去に風疹の予防接種を受ける機会に恵ま

れなかった男性に対する公費での抗体検査及びワクチンの接種期限が令和6年度末とされていたところ、駆け込みで検査を行う方が少なかったため、検査委託料に係る経費が負担金の交付基準額を下回ったことが返還の主な要因でございます。返還額は69万3,000円であります。

また、子宮頸がんワクチンの接種データに係るマイナポータルへの連携のために電算システムを改修した経費に係る令和6年度の補助金の精算により、3万6,000円を返還いたします。

続きまして、同じく予防費の事業ナンバー2新型コロナワクチン接種事業、予算に2,826万9,000円の増額をお願いする補正でございます。

財源は全て一般財源でございます。

新型コロナワクチンは、令和5年度末をもって、国が全額を負担する臨時特例接種は終了しましたが、医療機関からの月遅れ請求や支払い事務を代行する国保連合会の処理の都合上、令和6年度に入っても残務処理が続くことが想定されておりました。また、使い切ることができなかったワクチン等を4月以降に廃棄することが決まっておりましたので、事業予算を繰り越して対応したところです。

ついては、その実際の経費と国補助金及び負担金の交付済み額との差額を返還するため、22節に計上するものであります。

続いて、3目健康推進費中、事業ナンバー1母子保健事業は、40ページ及び41ページを併せてご覧いただければと思います。

こちらは、母子保健事業予算に732万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳としまして、12節委託料につきましては、本年6月に実施された国のマイナンバー情報連携用のデータ仕様変更に対応するために行ったシステム改修において、委託事業者の作業工賃が見直しされ、執行経費が減少したことによって生じた差額となる25万5,000円を減額させていただきます。

なお、このシステム改修経費につきましては、今年度の当初予算編成時においては国の補助要綱が定まっておらず、特定財源として計上しておりませんでしたので、このたびの減額補正を機に、補助対象経費75万6,800円の2分の1の額37万8,000円を母子保健衛生費国庫補助金として財源充当いたします。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、379万3,000円の増額補正でございます。

内訳の1つ目として、特定不妊治療助成金の申請数増加による不足額に対し、一般不妊治

療助成や里帰りでの妊婦健診を受けた場合の償還払い補助など、不用見込額を相殺いたしますと、189万3,000円の不足を見込んでおります。

2つ目として、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービス利用の負担軽減を図るため、妊娠届出時に5万円、出産後1子当たり5万円を支給する妊婦のための支援給付金支給に、38件相当の190万円が不足する見込みとなっております。

なお、交付金の全てが国庫補助されるため、歳出予算の増額に合わせ、歳入予算においても、265万円の増額を出産・子育て応援事業費補助金として計上しております。

続いて、22節の償還金378万6,000円は、令和6年度交付の国庫支出金を精算し、差額を返納するものです。

内訳としまして、産後ケア、産婦健診、快適ボックス、電子母子手帳など、市町村が実施する包括的支援事業を補助する母子保健衛生費補助金の精算の結果、51万4,000円を返還いたします。

また、出産・子育て応援交付金につきましても、個々の相談から必要な支援につなぐための伴走型支援事業及び出産・子育て応援給付金支給事業を合わせ、327万2,000円を返還いたします。

以上で補正予算の内容を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 1点お願いします。

新型コロナの件、そこで、廃棄処分とか何か、その費用というものは、今回もそうなんですけど、過去にもかなり廃棄という問題があったと思うんですが、その辺もうちょっと詳しく、どのくらいの廃棄といいますか、例えば100来て、そのうちの80ぐらいは使えたよと、20が廃棄扱いになりましたよというような形の具体的な話が、ちょっとぴんとこないの、その辺説明してください。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） 令和6年3月が令和5年度末ということで、そこまで臨時特例接種ということで、医療機関での個別接種、または、甲斐市でいいますと、体育館等を活用しながら集団接種を実施していたところではあるんですけども、3月末の時点で終了で

はあるんですけども、実際国のほうから、県が統括管理をしているんですけども、ワクチンの要望数を、これだけ打つ見込みが、個別の医療機関もしくは集団接種で使われたよという見込みをオーダーするような格好で、県のほうへ数を出しておきまして、細かい数まではちょっと今、お示しはできないんですけども、それに対して、それはある程度、急に感染がまた拡大する、蔓延することも想定して、ある程度余裕を持った数をオーダーしているところではあるんですけども、3月末で、ぎりぎりまでそれを使用して、それ以降は、4月1日以降は使えないと、そのワクチンは使ってはいけないというふうに国から指示がありましたので、その結果で廃棄処分という扱いにさせていただいています。

そこは、ある程度の数、余裕を持って注文しているところでありまして、すみません、数のところは、幾つのうちのパーセントといいますか、それはちょっと今お答えすることはできません。申し訳ありません。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） ワクチンの数で、予算上で想定した数でございますけれども、1万1,982件の接種を想定していたところではあるんですけども、結果的には307件の接種にとどまっておりますので、差額の1万1,680件が返した分になりますので、その部分が、ワクチンの正確な本数とはちょっと、予算上の話になってしまうんですけども、おおむね接種は、年度末までは見込みが少なかったと、見込みと実績が乖離があったという扱いになります。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 要は、見込みと実績に相当差があったという説明ですか。

○健康増進課長（赤松 圭君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） その大きな差が出たという、誤差の結果が出てしまったというのは、要するにやっていただく人数の把握と用意した把握の、実際やった人が少なかったという結果で、調整をしました、返しましたということですよ。

○健康増進課長（赤松 圭君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） 先ほどお話ししたとおり、実際的に接種をした方は307件、それに対して、1万2,000件を想定した中で、その中で307件しか実績がなかったという状態であります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、教育総務課より、10款教育費、2項小学校費について説明をお願いします。

小田切教育総務課長。

○教育総務課長（小田切英規君） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の52ページ、53ページをお願いいたします。

中段になりますが、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきまして、320万円の減額をお願いするものであります。

なお、財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容といたしましては、53ページの説明欄にあります、011敷島南小学校費及び013双葉西小学校費の2校の維持運営費において、光熱水費の上下水道料の決算見込みに基づき、需用費について320万円の減額をお願いするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 減額補正ということなんですけれども、減額に至った理由というのは、どういったものなんでしょう。

○委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） こちらの敷島南小学校と双葉西小学校につきましては、令和7年

の当初予算の編成時点で水道が漏水していた関係がありまして、その水道の漏水が解消された、工事で直したことによって、その分の当初漏水を見込んだ、計上していた分が、直ったことによって不用となった形で、今回の補正の減額という形になります。よろしくお願ひします。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 要するに、漏水していた水道代分が浮いたということなんですかね。

○委員長（清水和弘君） 保坂係長。

○施設係長（保坂勇二君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、学校教育課より、10款教育費、1項教育総務費について説明をお願いします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） 大変お疲れさまです。

それでは、学校教育課の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書の52、53ページをお願いいたします。

52ページ、53ページ上段からになります。

初めに、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、財源更正をお願いするものであります。003市単独学校教育支援員等配置事業につきまして、部活動指導員任用事業費補助金並びに学力向上支援スタッフ配置事業補助金の交付決定額が確定したことに伴い、国県支出金を83万3,000円減額し、一般財源を増額する財源更正であります。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費につきましては、補正前の額1億4,177万8,000円に287万1,000円の増額をお願いし、1億4,464万9,000

円とするものであります。

財源内訳は、全額一般財源となっております。

内容であります、令和8年度の小学校の学級増等に伴い、児童がインターネットを利用するためのWi-Fiアクセスポイントにつきまして、小学校4校で合計6台の増設が必要になったことから、増額をお願いするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費について説明をお願いします。

大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） お疲れさまです。

生涯学習文化課の2月補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書は、52ページから55ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

内容につきましては3件あります。

まず、1件目ですが、10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費、ナンバー002文化財保護事業の減額補正になります。

令和6年8月に発生しました記録的豪雨により、本市で保管していた古文書約300点が水損被害に遭い、今年度、被災した古文書の薫蒸作業を予定しておりました。被災当時、文化財の救済に向けて相談を行ってございました山梨県立博物館から、県所有の文化財資料の薫蒸

作業を実施するので、本市の古文書も一緒に作業していただけることになり、作業のほうが出来たところでありました。

なお、この薫蒸作業に係る費用負担につきまして、県と協議をしたところ、県の予算で対応が可能とのことであったことから、本市の費用負担は発生しない旨の回答がありました。

このことから、当初予算で計上していた薫蒸業務委託料の113万3,000円を減額するものであります。

2件目につきましては、10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費、ナンバー014図書館業務電算事業の減額補正になります。

今年度、本市の公共図書館と学校図書館の図書館情報ネットワークを構築している甲斐市図書館情報ネットワークシステムの更新業務を実施いたしました。更新業務委託の実績額に伴い、不用となる325万6,000円を減額するものであります。

また、財源の内訳で、市債でデジタル活用推進事業債3,460万円を充当するものであります。

続きまして、3件目になります。

10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費、ナンバー012図書館資料購入事業の財源更正になります。

図書館資料の購入費に充当しております公益財団法人山梨県市町村振興協会市町村交付金ではありますが、当初1,083万7,000円を予算計上しておりましたが、1,185万1,000円の交付決定となりましたので、増額分の101万4,000円の財源更正を行うものであります。

以上で、生涯学習文化課における2月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど、文化財保護事業のところなんですけれども、市の負担がなくなったということは非常にいいことだと思います。

ちょっと気になったのが、文化財の保管している場所、おととしの大雨のときの被害、そういう部分で、保管場所というものが、こういった貴重な資料なんかは、適正な場所になっているのかというのを聞きたかったんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 櫻田文化財係長。

○文化財係長（櫻田良文君） お答えいたします。

現在、甲斐市で保有している文化財の収蔵施設につきましては、今回の水損のあった双葉庁舎を含め、全部で9か所の公共施設に分散して保管をしているところでございます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） その9か所について、例えばそういう災害とか、そういった部分に対する準備と申しますかね、そういったものは万全になっているのかどうか。

○委員長（清水和弘君） 櫻田係長。

○文化財係長（櫻田良文君） お答えします。

実際に保管されているところにつきましては、竜王南小学校、竜王図書館もございしますが、そういった実際に活用している施設もありますし、中には旧敷島の給食センター、無人の施設もあるのも現状です。

市の職員、担当としても、定期的に保管状況を確認して、常に状況を把握しているという状況であります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 市の中には、貴重度というか大事なものと、そうでもないと言ったり方悪いんですけども、そういった、多分分けているとは思っているので、そういったものが適切に管理、変な雨漏りするようなところに保管しないように、またちょっと気をつけていただきたいなということでお願いします。要望です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民戸籍課より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費及び繰越明許費について、

一括で説明をお願いいたします。

早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、市民戸籍課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

まず、歳出予算の補正につきましては、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄の10住基印鑑登録事務費に199万1,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、全て国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

内容は、戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加し、国外転出者のマイナンバーカードに旧氏及び旧氏の振り仮名の表記を可能とするとともに、住民票等の氏名の振り仮名記載を早期に実現するための住民基本台帳システムの改修に係る委託料を増額するものであります。

次に、説明欄の11戸籍事務費に7万1,000円の減額をお願いするものであります。

内容は2つございまして、まず、振り仮名の法制化に伴う通知書の作成及び発送が完了したことにより、通知書作成業務委託料及び郵送料の不用額を減額するものであります。

2つ目は、戸籍の附票システムに旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するために必要な機能を追加するための戸籍附票システム改修に係る委託料を増額するものであります。

財源内訳につきましては、減額分と増額分のどちらも国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でありまして、戸籍の振り仮名に係る通知書作成業務委託料78万1,000円と郵送料113万8,000円の合計191万9,000円を減額、システム改修に係る委託料184万8,000円を増額し、差引き7万1,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費についてご説明させていただきますので、補正予算説明書の62ページをお願いいたします。

上から2行目の2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の住基印鑑登録事務費でありまして、繰越明許費199万1,000円であります。

財源内訳につきましては、全て国庫補助金であります。

内容は、先ほどご説明いたしました住民基本台帳システムの改修業務が年度内での完了が見込めないため、予算の繰越しを行う必要があることから、繰越明許費をお願いするものでございます。

次に、3行目の2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費でありまして、繰越明許費184万8,000円であります。

財源内訳につきましては、全て国庫補助金であります。

こちら、先ほどご説明いたしました戸籍附票システムの改修業務が年度内での完了が見込めないため、予算の繰越しを行う必要があることから、繰越明許費をお願いするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 繰越明許のほうで、住民基本印鑑登録事業費の繰越しということなんですけれども、これ、いつ頃までにやる予定とか、一応そういうめどはあるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 具体的には、5月26日を過ぎますと職権で、申請されていない方の戸籍の振り仮名を自動連携して住民票に飛ばすというような、そういう方法になりますが、国では令和8年度末までに住民票への記載を終了させなさいというような通達が来ておりますので、それをめどに行います。

甲斐市では11月ぐらいが、国からの今おおよその、11月が甲斐市がやる時期だよという、そんな時期が示されておりますので、9月末頃までをめどに連携を終了させたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民協働推進課より、2款総務費、1項総務管理費及び7款商工費、1項商工費について、一括で説明をお願いいたします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民協働推進課より、2月補正予算の内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書24、25ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費、01市民相談費におきまして、600万円を減額し、補正後の額を617万9,000円とする補正をお願いするものであります。

内容につきましては、宅配ボックス購入費補助金600万円を減額するものであります。

理由につきましては、補助金申請件数を前年度実績から当初1,000件と見込んでおりましたが、今年度の申請状況から、当初見込みより大幅に減少することが想定されることから、決算見込みを400件と想定し、600件分の補助金を減額するものであります。

なお、財源として、経費の2分の1の県補助金を活用しておりますので、併せて歳入の減額をお願いするものであります。

次に、44、45ページをお願いします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、01観光イベント事業につきまして、財源内訳更正をお願いするものであります。

内容につきましては、甲斐市の3大祭りであるおみゆきさん、大弐学問祭、甲斐市サクラまつりにつきまして、祭りの運営を行っているそれぞれの実行委員会に経費の一部を補助金として交付しておりますが、令和6年度から、本市の観光資源であるこれらのお祭りを広く周知することと市費の負担軽減を目的として、クラウドファンディングを実施しており、令和6年度基金の残額と令和7年度に寄せられた寄附金の一部を合わせ、観光イベント事業の予算全額に対し、その他財源として充当するものであります。

以上が補正予算の説明であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ありましたら、お願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、スポーツ振興課より、10款教育費、7項保健体育費について説明をお願いします。

広瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 大変お疲れさまでございます。

スポーツ振興課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の54、55ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、55ページの右側の説明欄、009玉幡公園総合屋内プール運営費につきまして、補正前の額1億5,983万5,000円に200万円の減額をお願いし、1億5,783万5,000円とするものでございます。

減額理由といたしまして、玉幡公園総合屋内プールの電気料について、令和7年度当初予算額は、令和6年度実績から試算した電気料を計上しておりましたが、指定管理を終了したことで必要最小限の電気量使用料となり、余剰が生じる見込みとなったためでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前 11時42分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、保険課より、3款民生費、1項社会福祉費及び4項国民年金費並びに4款衛生費、1項保健衛生費について、一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、保険課から、一般会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書は26ページ、27ページになります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、010国民健康保険特別会計繰出金は、746万9,000円の減額でございます。

内容につきましては、国民健康保険特別会計の繰入金に計上してございますが、財源は一般会計でございますので、詳しく説明をさせていただきます。

まず、内訳といたしまして、1つ目は、負担金の交付決定によるものでございまして、保険基盤安定繰出金、保険税軽減分が957万円の減額、理由は社保数の減少によるものです。

次に、保険基盤安定繰出金、保険者支援分293万8,000円の増額になりまして、理由は軽減の対象者が増加したものによるものです。

3つ目は、未就学児均等割保険税繰出金24万円の減額、理由は、均等割軽減措置に係る対象者が減少したことによるものです。

次に、産前産後保険税減免措置繰出金13万4,000円の増額となります。理由は、産前産後保険税減免措置に係る対象者が増加したことによるもので、合計で673万8,000円を減額するものでございます。

財源につきましては、繰出金の負担割合が、基盤安定保険者支援分と未就学児均等割と産前産後保険税免除措置が、それぞれ国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担し、基盤安定保険税軽減分が、県が4分の3、市が4分の1を負担することから、負担金の合計金額の増減に伴いまして、財源内訳の国県支出金の合計505万9,000円を減額するものでございます。

2つ目は、地方単独の医療費助成事業に係る国庫負担金の減額調整措置が廃止となったことから、当初予算で計上していましたひとり親家庭医療費対策事業費の繰出金について、109万3,000円を減額するものでございます。

3つ目は、財政安定化資金事業分として、36万2,000円を増額するものでございまして、内容は、国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化のために繰り出すもので、財源は地方交付税措置されております。

以上、合計いたしますと、国民健康保険特別会計繰出金746万9,000円の減額の内訳となっております。

次に、001社会福祉関係職員費の財源更正は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の担当職員人件費の決算見込みによるものでございます。

28ページの上段の財源内訳のその他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業業務委託金を減額するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、003後期高齢者医療費2,899万6,000円の増額につきましては、財源は一般財源でございます。

内容は、山梨県後期高齢者医療広域連合に支払う後期高齢者医療療養給付費等負担金の増額による補正でございます。

次に、004後期高齢者医療特別会計繰出金277万4,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療の保険基盤安定負担金の確定に伴う減額でございます。財源の4分の3を負担する県支出金の208万1,000円の減額となり、32ページ上段に記載のほうをしております。

申し訳ございません、30ページに戻っていただきまして、財源内訳のその他財源の31万5,000円の増額は、広域連合に派遣している職員人件費の決算見込みによる財源更正でございます。

続きまして、36、37ページをお願いいたします。

3款民生費、4項1目国民年金費、010国民年金事務取扱費は、財源更正するものでございます。

内容は、9月に補正をいたしました年金生活者支援給付金システム改修費37万1,000円及び12月に補正をいたしました国民年金保険料のシステム改修費26万3,000円におきまして、それぞれのシステム改修の仕様書の変更により、年金生活者支援給付金システム改修が3万6,300円の増額、国民年金事務システム改修は3万6,300円の減額となります。

いずれも国の補助対象となりますので、38ページの財源内訳の国庫支出金、国民年金市町村事務費交付金の3万6,000円の減額、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交

付金を3万6,000円の増額とする財源更正となります。

続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、010国民健康保険特別会計繰出金702万1,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、印刷製本費の決算見込みにより27万円の減額及び、9月に補正をいたしました子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修委託料の仕様書が改正されたことによりまして、675万1,000円の減額の合計額となります。

財源内訳の国県支出金は、子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金、一般財源は、職員給与費等繰出金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより議案第4号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第4号を終わります。

引き続き、議案第5号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） それでは、引き続き保険課から、議案第5号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

議案書の21ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ626万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,849万7,000円とするものでございます。

補正予算説明書の68、69ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1款1項1目国民健康保険税につきまして、7,000万円の減額をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、1節医療給付費分現年課税分4,728万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分1,667万4,000円、3節介護納付金分現年課税分604万6,000円でございます。

減額補正の理由といたしましては、主な理由といたしましては、国民健康保険の被保険者数の減少によるものでございます。

次に、4款県支出金、1項県補助金、3目1節ひとり親家庭医療対策事業費補助金109万3,000円の減額は、一般会計でもご説明いたしました。地方単独の医療費助成事業に係る国庫負担金の減額調整措置が18歳未満について廃止となったことに伴う県負担分の減額でございます。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金76万1,000円の増額につきましては、金利が改定されたことによる決算見込みによるものでございます。

次、70ページ、71ページをお願いいたします。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、先ほど一般会計でご説明いたしました繰出金を国保特会へ繰り入れるものでございます。

1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）957万円の減額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）293万8,000円の増額、3節職員給与費等繰入金702万1,000円の減額、5節財政安定化支援事業繰入金36万2,000円の増額、6節その他一般会計繰入金109万3,000円の減額、7節未就学児均等割保険税繰入金24万円の減額、8節産前産後保険税繰入金13万4,000円の増額の合計で、1,449万円の減額でございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金6,719万2,000円の増額につきましては、今回の補正によります国民健康保険税及び一般会計繰入金等の歳入の減

額により不足する財源を、国保財政調整基金から繰り入れるものでございます。

72、73ページをお願いいたします。

8款諸収入、2項雑入、7目過年度収入、1節国県補助金等過年度収入1,137万円の増額につきましては、保険給付費等特別交付金の特定健康診査等負担金の算定方法について、県から健診の実施人数おける受診項目の変更が生じたことにより、過去5年分に遡って県から交付されるものでございます。

74、75ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

初めに、1款総務費、1項総務管理費、1目003一般管理費2万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容は、印刷製本費の決算見込みによるもので、財源内訳の国県支出金は保険給付費等交付金でございます。

2項徴税费、1目003賦課徴収費705万円の減額補正をお願いするものでございます。

内容は、印刷製本費の決算見込みにより29万9,000円の減額及び、9月に補正いたしました子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費の仕様書の改定により、675万1,000円の減額の合計額となります。

財源内訳の国県支出金は、保険給付費等交付金、その他財源は、職員給与費等繰入金でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分から、76、77ページをお願いいたします。2項の後期高齢者支援金等分及び次のページ、78ページ、79ページの3項介護納付金分につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました負担金の交付決定による増減により、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金及び産前産後保険税繰入金に伴う財源更正でございます。

また、ひとり親家庭医療費に対する事業費補助金の廃止により、繰入金の財源更正でございます。

歳出額に変更はございませんが、特定財源その他から増減した分を一般財源へ、それぞれ増額するものでございます。

80、81ページをお願いいたします。

6款1項基金積立金、1目001財政調整基金積立金76万1,000円の増額は、金利の改定により定期預金を切り替えたことによる運用利子の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第5号を終わります。

次に、議案第6号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） それでは、引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第6号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ925万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,551万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書の86、87ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、1 節現年度分特別徴収保険料 1,201万円の増額につきましては、運営主体である県広域連合の決算見込みにより、増額補正するものでございます。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金277万4,000円の減額につきましては、後期高齢者医療の保険基盤安定繰入金の確定に伴う繰入金の減額補正でございます。

次に、5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目 1 節延滞金 1 万4,000円の増額につきましては、決算見込みの増額によるものでございます。

88、89ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金につきましては、内訳といたしまして、運営主体である県広域連合の現年度分特別徴収保険料の決算見込みによる 1,201万円の増額及び、保険基盤安定負担金の確定に伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことによる277万4,000円の減額及び延滞金の増額見込み分 1 万4,000 円の増額で、合計925万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第6号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時07分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第7号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課より、議案第7号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,017万3,000円の追加をお願いし、補正後の額を58億3,762万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の内容について説明させていただきます。

補正予算説明書の94、95ページをお願いします。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料889万2,000円と2節現年度分普通徴収保険料995万4,000円は、今年度の決算見込みに伴う現年度分の特別徴収及び普通徴収保険料の増額補正です。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金4万9,000円の減額は、甲斐市、中央市、昭和町の2市1町で共同設置しております介護認定審査会共同設置負担金の実績等に基づく減額補正です。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金2,547万2,000円の減額は、国庫負担金の交付決定に伴う減額補正です。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分調整交付金1,271万6,000円は、国庫補助金の交付決定に伴う増額補正です。

96、97ページをお願いします。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金305万2,000円の減額は、地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業費の決算見込みに伴う国交付金の減額補正です。

3目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金55万9,000円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の決算見込みに伴う国交付金分の増額補正です。

7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金42万8,000円の減額は、国交付金の交付決定に伴う減額補正です。

8目介護保険保険者努力支援交付金、1節現年度分介護保険保険者努力支援交付金37万7,000円の減額は、国交付金の交付決定に伴う減額補正です。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金685万9,000円は、支払基金交付金の今年度交付額見込みによる増額補正です。

2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金41万円の減額は、地域支援事業費の決算見込みに伴う減額補正です。

98、99ページをお願いします。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,857万5,000円の減額は、県負担金の交付決定に伴う減額補正です。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金152万5,000円の減額は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の決算見込みに伴う県交付金の減額補正です。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金28万円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の決算見込みに伴う県交付金の増額補正です。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1節利子及び配当金46万円は、決算見込みに伴う介護保険給付費支払準備基金の利息分の増額補正です。

100ページ、101ページをお願いします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金317万6,000円は、介護給付費の決算見込みに伴う市負担分の増額補正です。

2目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金152万5,000円の減額は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の決算見込みに伴う市負担分の減額補正です。

3目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金28万円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の決算見込みに伴う市負担分の増額補正です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金180万8,000円の減額は、国・県の交付決定に伴う減額補正です。

5目その他一般会計繰入金、2節事務費等繰入金160万7,000円の減額は、介護認定調査費や介護認定審査会費等の決算見込みに伴う減額補正です。

次に、9款1項1目1節繰越金9,997万6,000円は、前年度からの繰越金です。

102ページ、103ページをお願いします。

10款諸収入、2項1目雑入、1節第三者納付金13万8,000円は、交通事故等による第三者行為に係る損害賠償金の増額補正です。

2節返納金171万1,000円は、市外の介護保険事業所の行政処分による介護報酬の返還金の増額補正です。

歳入の説明は以上になります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の104、105ページをお願いします。

1款総務費、3項1目001認定調査等費71万9,000円は、要介護認定業務に係る主治医意見書作成料の決算見込みによる増額補正です。

次に、4項1目介護認定審査会費、001介護認定審査会関係職員費は、介護認定審査件数による甲斐市、中央市、昭和町の負担割合の調整に伴う財源更正と、003介護認定審査会費237万5,000円の減額は、市町の標準化移行した業務系システムと審査会システムのデータ連携に係る業務委託について、標準化移行が延期された市町があり、その分の委託料が不用になったことなどによる減額補正になります。

次に、2款保険給付費につきましては、総額で2,540万6,000円を増額するもので、内容は、決算見込みによる補正と歳入の国・県等の負担金などの補正に伴う財源更正になります。

それでは、保険給付費の内容を説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目001居宅介護サービス等給付費3,172万6,000円は、決算見込みによる増額補正です。

002居宅介護福祉用具購入等費及び003居宅介護住宅改修等費、106、107ページをお願いします。2目001地域密着型介護サービス等給付費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

3目001施設介護サービス給付費920万7,000円の減額と、108、109ページをお願いします。

4目居宅介護サービス計画等給付費、001居宅介護サービス計画給付費628万3,000円の増額は、決算見込みによる補正です。

110ページ、111ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費、1目001介護予防サービス等給付費861万5,000円の減額は、決算見込みによる減額補正です。002介護予防福祉用具購入等費及び003介護予防住宅改修費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

2目001地域密着型介護予防サービス等給付費104万5,000円の減額は、決算見込みによる減額補正です。

112、113ページをお願いします。

3目001介護予防サービス計画等給付費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

次に、3項その他諸費、1目001審査支払手数料24万2,000円は、決算見込みによる増額補正です。

114、115ページをお願いします。

4項高額介護サービス等費、1目001高額介護サービス費602万2,000円は、決算見込みによる増額補正です。

次に、2目001高額介護予防サービス費及び、116、117ページをお願いします。5項高額医療合算介護サービス等費、1目001高額医療合算介護サービス費、2目001高額医療合算介護予防サービス費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

118、119ページをお願いします。

7項特定入所者介護サービス等費、1目001特定入所者介護サービス費及び2目001特定入所者支援サービス費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

ここまでが保険給付費の補正内容となります。

120、121ページをお願いします。

3款地域支援事業費につきましても、決算見込みによる補正と歳入予算の補正に伴う財源更正であり、補正額は152万1,000円の減額であります。

それでは、補正内容を説明させていただきます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、001訪問型サービス事業152万1,000円の減額は、決算見込みによる減額補正です。

002通所型サービス事業及び003生活支援サービス事業、004介護予防ケアマネジメント事

業、122、123ページをお願いします。2目一般介護予防事業費、002一般介護予防事業、004一般介護予防事業会計年度任用職員等費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

124、125ページをお願いします。

2項1目包括的支援事業・任意事業費、001包括的支援事業及び002任意事業、003包括的支援事業関係職員費、004包括的支援事業会計年度任用職員等費、005任意事業会計年度任用職員等費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

126、127ページをお願いします。

4項1目001その他諸費は、歳入予算の補正に伴う財源更正です。

次に、5款1項基金積立金、1目001介護保険給付費支払準備基金積立金6,794万4,000円は、決算見込みによる増額補正です。

介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任をお願いいたします。

次に、議案第8号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続き、長寿推進課より、議案第8号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案書の33ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ64万3,000円の追加をお願いします、補正後の額を1,719万円とするものであります。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の132、133ページをお願いします。

3款1項1目1節繰越金64万3,000円の増額は、令和6年度精算に伴う繰越金であります。

歳入の説明は以上になります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の134、135ページをお願いします。

3款諸支出金、2項繰出金、1目001一般会計繰出金64万3,000円は、前年度からの繰越金を一般会計へ繰り出すものであります。

介護サービス特別会計補正予算（第3号）の説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第8号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。慎重審議ご苦  
労さまでした。

次に、次第の3、その他に入ります。

委員より、その他何かありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 事務局より何かありましたら、お願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） よろしければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時26分